

日本法中毒学会 若手優秀賞 表彰規程

1. 目的

本表彰は、若手研究者の研究活動を奨励し、今後の益々の研究活動の一助とするために設ける。

2. 日本法中毒学会 若手優秀賞に、1) 若手優秀発表賞と2) 若手優秀論文賞を設ける。英文を Young Investigator Award: 1) for presentation in annual meeting、2) for article in Forensic Toxicology とする。

3. 資格

年会開催年の1月1日において、39歳以下の日本法中毒学会会員で、前年の年会費を納入していること。

ただし、若手優秀発表賞の過去の受賞者は、同賞には応募できない。ただし、若手優秀論文賞に応募することはできる。

また、若手優秀論文賞の過去の受賞者は、同賞には応募できない。ただし、若手優秀発表賞に応募することはできる。

4. 若手優秀発表賞

- 1) 応募：年会演題登録時に申請するとともに、若手研究者委員会宛 (jaft-post@bunken.co.jp) に別に定める若手優秀発表賞応募書及び当該発表要旨の pdf ファイルを合わせて応募する。
- 2) 発表形式：口頭発表とし、口演発表時間は、年会の一般公演の発表時間に従う。
- 3) 審査：若手研究者委員会が、応募者の発表を審査する。

5. 若手優秀論文賞

- 1) 応募：1月1日から1月31日までに（ただし、2019年のみ、2月28日までとする）、前年の Forensic Toxicology に誌上掲載または Online First（前年の1月1日から12月31日までの間）された論文（review、letter を除く）の筆頭著者は、若手研究者委員会宛 (jaft-post@bunken.co.jp) に、別に定める若手優秀論文賞応募書とともに、当該論文の pdf ファイルを合わせて応募する。
ただし、同一論文においては、Online First と誌上掲載のいずれか一度のみ応募ができることとする。
- 2) 審査：若手研究者委員会が、応募者の論文を審査する。

6. 表彰

- 1) 年会において、理事長より、若手優秀発表賞及び若手優秀論文賞の各受賞者に対して、表彰状を授与する。

- 2) 副賞として、1万円を授与する。副賞は黒岩基金をもってこれに充てる。
- 3) 各賞の受賞者数は、若干名とする。

7. 補足

- 1) 本規程は、2019年7月26日より施行する。なお、同年を表彰選考初年とする。
- 2) 若手優秀発表賞受賞者には、受賞歴を謝辞に明記したうえで、Forensic Toxicology への投稿を促す。

(記載例)

Acknowledgments

A part of this research won the Young Investigator Award for presentation at the 38th Annual Meeting of the Japanese Association of Forensic Toxicology, held in 2019